平成２２年（フ）第７６０号
広島市佐伯区楽々園３丁目９番16―305号
債務者　岡崎　優子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３７号
広島市安佐北区大林２丁目13番30号
債務者　安好　令子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０７号
広島市南区東雲２丁目２番14―302号
債務者　石井久美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０８号
広島市安佐南区沼田町大字伴9256番地１308号
債務者　中澤　麻衣（旧姓十河）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４８号
広島市安佐南区東原３丁目32番15―1008号
債務者　田岡　恵美（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５４号
広島市安佐北区落合４丁目15番２―106号
債務者　三浦　辰紀
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７６号
広島市南区旭２丁目22番２―301号
債務者　東谷チエミ（旧姓西元）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２００号
山口県下関市東大和町２丁目15番16号
債務者　立脇アユミ（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
山口県下関市稗田南町８番17号
債務者　中井　美保（旧姓村岡）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
山口県下関市長府江下町２番21―301号　サンラフレ長府
債務者　瀧村由美子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
山口県下関市山の田北町２番12―803号　県営住宅稗田団地
債務者　濱口　義弘
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
山口県下関市山の田北町２番12―803号　県営住宅稗田団地
債務者　濱口　千佳
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
山口県下関市勝谷新町２丁目１番30号
債務者　山本　　學
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
山口県下関市勝谷新町２丁目１番31号
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
山口県下関市長府松小田南町11番11号、前住所山口県下関市長崎中央町３番９号
債務者　末永　　一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
山口県下関市綾羅木新町２丁目４番Ｒ８―403号　市営松風荘
債務者　石原満由美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
山口県下関市勝谷新町３丁目12番13号
債務者　市川　康子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係